



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- *153 平成9年和歌山県告示第331号 (和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等に係る売りさばき人の指定)の一部改正 (税務課)
- 154 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 155 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 156 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 157 " (")
- 158 平成19年和歌山県告示第1063号 (中小企業等協同組合に関して行政庁が定めることとされている事項)の一部改正 (商工振興課)
- 159 土地改良事業施行協議の適否決定等 (農村計画課)
- 160 換地処分完了 (")
- 161 " (")
- 162 " (")
- 163 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 164 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 165 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 166 道路の区域変更 (")
- 167 新道路の供用開始等 (")
- 168 道路の区域変更 (")
- 169 新道路の供用開始等 (")
- 170 道路の区域変更 (")
- 171 新道路の供用開始等 (")
- 172 道路の区域変更 (")
- 173 新道路の供用開始 (")
- 174 道路の区域変更 (")
- 175 新道路の供用開始等 (")
- 176 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 177 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (")
- 178 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 179 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)

○ 正誤

平成18年10月10日付け和歌山県報第1800号和歌山県選挙管理委員会告示第109号中

告 示

和歌山県告示第153号

平成9年和歌山県告示第331号 (和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等に係る売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「和歌山市西浜1660-389 社団法人和歌山県自動車整備振興会の軽自動車検査センター内」を「和歌山市湊1106-25 軽自動車検査協会和歌山事務所内」に改める。

和歌山県告示第154号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年4月5日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成20年2月5日
- 2 名称
特定非営利活動法人子ども教育支援
- 3 代表者の氏名
畑屋好之
- 4 主たる事務所の所在地
有田郡有田川町大字金屋464番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、和歌山県民に対して、主に子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、質の高い教育活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 5-19	くらや整骨院	紀の川市貴志川町神戸 28-1 夢空間内	平成 20.1.15

和歌山県告示第156号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
センザキ薬局	田辺市北新町68-8	線崎郁雄	平成 20.1.4

和歌山県告示第157号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

指定訪問看護事業者等

示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	訪問看護ステーションライフパートナー	平成 20.2.1

和歌山県告示第158号

平成19年和歌山県告示第1063号（中小企業等協同組合に関して行政庁が定めることとされている事項）の一部を次のように改正する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）」を「中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）」に、「中小企業等協同組合法施行規程（平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）」を「中小企業等協同組合法施行規程（平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）」に改める。

公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成20年2月18日から平成20年3月14日まで

3 縦覧場所

広川町役場

和歌山県告示第160号

平成20年1月7日付けで計画認可した日高町営換地計画（内ノ畑地区第1工区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第159号

広川町営土地改良事業（基盤整備促進事業西広地区）の施行協議については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を

和歌山県告示第161号

平成20年1月7日付けで計画認可した日高町営換地計画（内ノ畑地区第2工区）については、換地処分が完了した

ので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第162号

平成20年1月7日付で計画認可した日高町営換地計画（内ノ畑地区第3工区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第163号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
浦神一本釣加入区	浦神漁業協同組合の地区	一本釣漁業を主とする漁業（昭和50年和歌山県告示第574号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち浦神漁業協同組合の地区に係る一本釣漁業を主とする漁業）
勝浦敷網加入区	勝浦漁業協同組合の地区	敷網を主とする漁業（昭和51年和歌山県告示第22号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち勝浦漁業協同組合の地区に係る敷網を主とする漁業）

和歌山県告示第164号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成20年2月22日（金）午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地
水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者

(1) 氏名 下出喜代彦

(2) 住所 和歌山県有田郡広川町大字唐尾359

(3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業

(4) 許可番号 第159号・第160号

(5) 船舶名 第一 永宝丸（WK2-4009）

第二 永宝丸（WK2-4010）

和歌山県告示第165号

平成18年和歌山県告示第1245号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち田辺市南新町32番4地先から同市南新町115番1地先までの延長81.44メートルについては、平成20年2月15日から供用を開始する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町大字毛原上字亀山672番1地先から同町大字長谷宮字柳盛山148番4地先まで	旧	2.40 } 15.00	1,076.60	
同上	旧	9.20 } 30.80	747.50	
同上	新	9.20 } 30.80	747.50	

和歌山県告示第167号

平成20年和歌山県告示第166号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町大字田字北原74番1地先から同町大字田字北原57番2地先まで	旧	3.80 } 10.80	359.60	
同上	旧	7.80 } 24.20	413.70	
同上	新	7.80 } 29.20	413.70	

和歌山県告示第169号

平成20年和歌山県告示第168号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市向山字椎原252番1地先から同市向山字辻松857番18地先まで	旧	3.80 } 10.20	64.00	

同上	新	10.20 } 24.00	64.00	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第171号

平成20年和歌山県告示第170号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市湊字地下1023番1地先から同市南新町32番4地先まで	旧	18.00 } 20.00	193.26	
同上	新	18.00 } 20.00	193.26	

和歌山県告示第173号

平成20年和歌山県告示第172号（道路の区域変更）で区域を変更した新道路のうち田辺市湊字地下1073番55地先から同市南新町32番4地先までの延長171.36メートルについては、平成20年2月15日から供用を開始する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
田辺市下川上416番1地先から同市下川上402番地先まで	旧	3.20 } 9.50	89.70	
同上	新	8.90 } 16.00	89.70	

和歌山県告示第175号

平成20年和歌山県告示第174号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年2月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第176号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 前田（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	有田郡	広川町	前田	葛箆河	689番6	
2号	"	"	"	"	648番12	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	665番	
5号	"	"	"	"	670番2	
6号	"	"	"	"	678番	
7号	"	"	"	"	685番2	

2 船尾地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		船尾	居村	70番	

2号	"	"	高松	619番	
3号	"	"	"	632番	
4号	"	"	居村	53番1	
5号	"	"	"	57番	
6号	"	"	"	69番4	

和歌山県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

北山村大沼、下尾井、竹原及び七色地区

1 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
大沼（2）（Ⅰ-2118）、大沼2（Ⅰ-2119）、大沼（Ⅰ-2120）、木屋（Ⅰ-2121）、下尾井（Ⅰ-2122）、大沼4（Ⅰ-4756）、竹原5（Ⅱ-8425）、下尾井2・下尾井3（Ⅱ-8426・Ⅱ-8427）、竹原6（Ⅲ-4617）、七色7（Ⅲ-4619）

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「令」という。）で定める事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
寺ノ谷（8-427-1-001）、栗須谷川（8-427-1-002）、北山川右支溪（8-427-1-003）、中ノ谷（8-427-1-004）、北山川右支溪（8-427-1-005）、湯ノ谷（8-427-1-006）、北山川右支溪（8-427-2-002）、北山川右支溪（8-427-2-003）、北山川右支溪（8-427-2-004）、北山川右支溪（8-427-2-005）、北山川右支溪（8-427-2-006）

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (4) 法第8条第2項に規定する令で定める事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備

部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2988	有田郡有田川町大字徳田字切山1461番4の一部	和歌山市堀止東一丁目1番18号 ハイコート住販株式会社 代表取締役 古川源一郎	平成 20.2.5	4.50	14.45

和歌山県告示第179号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の者について宅地建物取引業の業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 被処分者

- (1) 商号 株式会社幸福建設
- (2) 代表者氏名 金沢公英
- (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市太田479-3
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3214号
- (5) 免許年月日 平成15年12月8日

2 処分内容 平成20年2月25日から平成20年3月11日までの16日間の業務の全部停止

正 誤

正 誤

平成18年10月10日付け和歌山県報第1800号和歌山県選挙管理委員会告示第109号の表政治結社三和塾和歌山県支部の項中「政治団体」は誤りにつき「政治団体の支部」に訂正する。